

はしがき

条約法は、国際法の分野の中でも、古い歴史を持つ分野である。条約法は、条約に関する諸規則の総体であり、その展開は条約のそれと軌を一にする。長い歴史の集大成が条約法に関するウィーン条約（条約法条約）であり、同条約は既存の慣習法を法典化するとともに漸進的発達の要素も取り入れ、条約法の基本法として、絶大な信頼を寄せられるにいたっている。

本書の目的は、読者に、条約法上の諸問題を理解するために必要な知識を得てもらうことにある。序章は、国際法の形式的法源としての条約の特質と、もう一つの形式的法源である慣習法との関係を説明している。条約法条約の諸規定の多くは慣習法化しており、まずそれがどのような意味を持つのかを理解してもらう必要があると考えたからである。第1章は条約の概念、第2章は条約の歴史、第3章は条約の成立、第4章は条約の遵守、適用および解釈、そして第7章は条約の無効・終了・運用停止を扱っているが、いずれも標準的かつ典型的な条約法上の諸問題を、可能な限り網羅的に示すことを心がけた。第2章は、第1章に係るものであり、条約の展開とそれが果たしてきた機能を理解する一助になれば幸いである。

他方、「条約の実施」と題した第5章と6章は、ともに日本での条約実施の諸相を描き出すことを試みたものであり、不可分の一体であるが、厳密に言えば、これらの章で扱っているのは、典型的な条約法上の諸問題ではない。日本の教科書では、通常、これは国際法と国内法との関係を扱う章に配置されることが多い。しかし、条約法のみならず国際法の重要な原則の一つである「合意は守らなければならない」(*Pacta sunt servanda*)から、また、日本国憲法98条2項から導かれる条約遵守義務を果たすためには、実施の側面はきわめて重要であり、条約法と密接な関係にある。諸外国の条約法に関する著作でも、この点がふれられているのは、その証左である。それゆえ、本書では、多くの頁を割いている。諸外国との比較法的考察をあわせて行えば、より理解が深まると思われるが、全体のバランスを考えて、他日を期することにした。

本書により、比較的「地味な」分野である条約法に関心を抱く者が増えてくれれば、望外の喜びである。

本書の出版にあたっては、法律文化社の舟木様到大変お世話になった。度重なる遅延にもかかわらず、忍耐強く完成まで待っていただいた。本書が、こうして世に出たのは、ひとえに舟木様のおかげである。記して謝意を表する。

*本研究の一部は、2021年度関西大学研修員研究費および2022年度関西大学学術研究員研究費によって行った。

2024年11月

中野 徹也